

【1】1-1 合唱サークルの活動について

メンバーが多い(60~70人)ため、ピアノが設置されていて、大人数が入れる練習会場が少なくて困っている。ひたちなか市では、コミュニティセンターレベルでもピアノが設置されている貸し出し会場が多いようだ。

⇒【村長コメント】

近隣の自治体で、どのような貸し出しがされているのか、状況を調査する。人口規模が異なるため、同じようなことができるかは分からないが、よい事例があれば取り入れられるよう検討したい。

⇒【地域づくり推進課コメント】

村では、中丸コミュニティセンター(多目的ホール)に、寄付により取得したピアノを1台設置しています。定期的なメンテナンスを行い、適正に管理されていますので、ぜひご利用ください。

なお、スペース等の問題から、他コミュニティセンターへのピアノの設置につきましては、現在のところ予定しておりませんのでご了承ください。

また、近隣自治体のコミュニティセンターにおけるピアノの貸し出し状況については、以下のとおりです。

▼ひたちなか市：9コミュニティセンター中、半数以上のコミュニティセンター(収容人数が多い会議室)に設置。利用頻度は週1, 2回。増設予定なし。

▼那珂市：4コミュニティセンター中、1コミュニティセンター(120名を収容できるホール)に設置。利用頻度は年数回。

1-2 総合福祉センター「絆」にあるピアノの貸し出しについて

総合福祉センター「絆」にあるピアノ(以前、合同庁舎にあったもの)を貸し出してもらうことはできないか(以前、社会福祉協議会に相談したが、不可との回答だった)。

⇒【村長コメント】

社会福祉協議会に確認する。

⇒【福祉総務課コメント】

社会福祉協議会所有のグランドピアノは、現在、正面玄関を入ってすぐのふれあいロビーに設置しています。大型のピアノを移動するためには、専用の移動台が不可欠であり、文化センターから借用する必要がありますが、頻繁にピアノを移動すると、破損の危険性や調律に狂いも生じやすくなることから、現在は、ピアノを移動せずに使用できる演奏会などのほか、保育所の卒園式など、ごく限られた場合にのみ、ピアノを多目的ホールに移動しての使用を認めている状況です。

なお、多目的ホールは、健康体操や各種講演会など、幅広い用途に使用されており、ピアノを収納するスペースもないことから、常時多目的ホールにピアノを設置することも難しい状況です。

以上のことを勘案すると、現状では、ボランティア団体の練習用途としてピアノの貸し出しを行うことは難しい状況です。ご理解いただければと思います。

1-3 「歴史と未来の交流館」について

「歴史と未来の交流館」の中に、ピアノが設置されている小ホールを設けることはできないか。

⇒ **【村長コメント】**

文化活動をする施設とすることは考えていない。

1-4 東海村産業・情報プラザ「iVi1」の小ホールの貸し出しについて

東海村産業・情報プラザ「iVi1」の小ホールの貸し出しについて、料金が上、手続きするためには3回も事務所に出席しなければならず、不便。貸し出し時間の管理が厳格過ぎる部分もあり、事務所職員の対応も不親切だと思う。

⇒ **【村長コメント】**

担当課に確認する。

⇒ **【産業政策課コメント】**

(1) ご利用料金について

東海村産業・情報プラザは、日本原子力研究開発機構（以下「JAEA」）が平成15年度より設置・運営をしていたテクノ交流館を、諸般の事情から村が平成27年度に取得したものです。

村が施設運営を引き継ぐにあたっては、使用料の見直しなども検討しましたが、JAEAが料金体系を確立させた上で長らく運営してきたことや、その料金体系を継承することにより、これまでの利用者様に対しても混乱を招くことなく円滑に運営できることから、テクノ交流館時の使用料を変更することなく運用しておりますので、ご理解いただければと思います。

(2) ご利用の手続きについて

ご利用の手続きにあたっては、複数回に渡りご足労をいただき誠に申し訳ございません。

しかしながら、当館は地域のコミュニティセンターと違い、駅前という好立地もあり、村外からのご利用も多くあることから、施設の使用許可にあたっては慎重を期す必要があるため、即時の許可書発行が難しい状況にあります。

一方で、手続きの煩雑さについては、他の利用者様からも改善要望がありますことから、手続きを簡素化できるよう検討してまいります。

(3) 利用時間について

当館は、平成27年度に村が取得して以降、多くの方にご利用いただいている施設であり、施設の利用時間については、利用者様からの申請内容に基づいて管理しております。

全ての利用者様に対して、他の利用者様の迷惑とならないよう時間厳守をお願いしているところでございますので、施設の利用に当たっては館員の指示に従うようお願いいたします。

(4) 職員の対応について

職員の対応については、不快な思いをさせてしまい誠に申し訳ございませんでした。全ての利用者様が快適に施設をご利用いただけるよう、職員の資質向上に努めてまいります。

1-5 村職員等の勤務態度について

自分たちの発表イベントに村職員等を招待したが、発表を聴く態度や来場者への気配りが全くなっていなかった。

⇒ **【村長コメント】**

当事者に指導する。

【2】コミュニティセンターの利用について

スポーツ吹き矢の練習のため、以前から、真夏と真冬のみ、エアコン設備のあるコミュニティセンターの会議室を利用していた。先日、次の予約をしたいと申し出たところ、今後はスポーツをするために会議室を利用することはできない（多目的ホールのみ可）と言われた。

他のコミュニティセンターとルールを統一するためとのことであったが、これまで問題もなくできていたものを、ルールを狭めてまで統一する必要があるのか疑問に思う。

⇒ **【村長コメント】**

将来的には、村体育館へのエアコンの導入も考えているが、直近の練習場所の確保もあると思うので、担当課へ確認する。

⇒ **【地域づくり推進課コメント】**

コミュニティセンターの各部屋は、使用目的・用途に合わせた構造となっており、過去に本来の使用目的以外で使用されたことによる設備等の損傷が散見されていたことがございました。

そのため、全ての方々にコミュニティセンターを安全で安心してご使用いただくための対策の一環として、本来運動をする目的の場所ではない会議室や和室におけるスポーツ活動については制限をし、全てのコミュニティセンターにおける統一したルールのもと会議室の貸出しをしております。

しかしながら、一部のコミュニティセンターにおいてルールが徹底されていない状況となっていたことから、今般、改めてルールの周知・徹底を図ることといたしました。

中丸コミュニティセンター及び舟石川コミュニティセンターの多目的ホールには、空調設備が備え付けてありますので、こちらでのご利用のご検討をいただければと思います。

【3】新たな地域活動拠点検討委員会について

昨年度から実施している「新たな地域活動拠点検討委員会」について、議論が進んでいない。

特に空き家の有効活用に関する議論は説明資料もなく、制度全容を把握できない。こちらで説明資料を作成していくが、検討委員会では使ってもらえない。議論が進まないため、村長や部長にも出席してもらいたい。

また、検討委員会の議事録も実際に議論した内容が記載されていないため修正をお願いしているが、修正されない。

⇒ **【村長コメント】**

担当課に伝える。

【4】土地の境界等について

以前から数回役場に相談しているが、別紙の場所において、連絡もなしに仮舗装（砕石）されてしまった。また、自分の家と向かいの家のブロック塀から仮舗装された道までの距離が異なっており、土地の境界（黄色杭）を明確にしたい。

近隣住民や施工会社等と話しても取り合ってもらえなかったため、役場に相談したいが、どの部署に相談したらよいのか。

⇒ **【村長コメント】**

該当の道路は、村道であるため、都市整備課が担当課である。担当課へ確認し、後日連絡する。

⇒ **【都市整備課コメント】**

当該箇所の村道の境界については、当時の工事の担当部署である下水道課と村道を管理する都市整備課で、現地にて境界杭の説明をさせていただき、動かしていないことをご理解いただきました。

その後、来村された際（令和元年6月21日）にも、3者で現地にて再度、境界杭の説明を行い、ご理解いただいたところです。

今後もしも不明な点等がございましたら、ご説明させていただきます。

なお、杭には2種類あり、赤色杭は民地と民地の境を、黄色杭は東海村と民地の境を示す杭となっています。どちらも、当時の下水道工事の際には動かしていないことを確認済みです。

※特筆事項がなかった方につきましては、掲載を割愛させていただきます。